

前史①～④（省略）

1、「尊王」という看板

公武合体論者だった孝明天皇（明治天皇の父、和宮の兄）は1867年急死し、12歳の明治天皇が残される。これには、倒幕のじゃまになることから毒殺されたという説がある（伊藤博文が犯人とする説あり）。

2、庶民にとってはほとんど眼中になかった天皇を売り込むために

それまで、庶民にとってはお殿様（藩主）や公方様（将軍）が中心だったのを改めるため、明治政府が一番高位のお稲荷さん（正一位）に位を与えるのが天皇なのだという教育を行った。

3、天皇は権力者の操り人形？

—『ベルツの日記』（明治33年・1900年5月9日）より

伊藤のいわく「皇太子（のちの大正天皇）・・・大きくなれば、側近者の吹く笛に踊らされねばならぬ」と。そういいながら伊藤は、操り人形を糸で踊らせるような身振りをしてみせたのである。

4、大日本帝国憲法における天皇の規定、権限（詳細は省略）

一番問題となるのは、陸海軍を統帥（11）、陸海軍の編制、常備兵額を定める（12）、宣戦、講和、条約を締結する（13）などで、首相といえども軍のことには口出しできなかった。

5、昭和史の中の天皇（天皇の顔が見えた時）

①満州某重大事件（張作霖爆殺 1928＝昭和3年）の処理をめぐる

『昭和天皇独白録』

「この事件あって以来、私は内閣の上奏する所のは仮令（たとえ）自分が反対の意見をもってゐても裁可を与へる事に決心した。」

②二・二六事件で、重臣を殺害され激怒（1936＝昭和11年）

「速やかに暴徒を鎮圧せよ」

「この時と終戦の時との二回だけは積極的に自分の考へを実行させた。」（『昭和天皇独白録』）

③対米英戦を前に（開戦3か月前）

参謀本部編『杉山メモ 上』（詳細は省略）

天皇は戦争について知らされていなかったというのはウソ。そのことがこのメモでわかる。※杉山元は当時の参謀総長。敗戦後に自決。

④米軍のガダルカナル島上陸を憂慮（昭和17・1942・8・7）

天皇は日光で静養中だったが、知らせを聞いて驚き、すぐ東京に帰って対策を講じなければと考えた。しかし、日本軍は軽く考えており天皇を説得した。実際は、太平洋戦争の転換点であるこの事態に気が付いたのは天皇だけだった。

⑤強い戦争継続の意志

○『大本営機密日誌』

昭和19（1944）年の7月には参謀本部内で「速やかに、戦争終結を企図するを可とする。」とされていた。8月、天皇の弟の三笠宮も戦争の終結を考えていた。しかし、天皇は早期の戦争終結には不満であった。

○『近衛上奏文』『細川日記』

「敗戦は遺憾ながら最早必至なりと存候」との上奏（昭和20年2月14日）に対して天皇は「もう一度戦果を挙げてから」（3月4日）

6、天皇制（国体）の危機

○1945年1月25日 太平洋問題調査会（各国要人の天皇制についての見解）（省略）

○中国の新聞『世界日報』（重慶 1945年5月6日）

天皇についての最も厳しい見解―「彼は裁かれ、処刑され、その死体は南京の中山路に曝されるべきだ。」

○アメリカの世論調査会社「ギャラップ」

「殺せ」～「戦争犯罪人として扱え」まで厳しい意見が77%

7、J・グルー国務次官（元駐日大使）の日本観

「日本から軍国主義と軍国主義者が一掃されれば、天皇は純粹の象徴として新しい指導者に利用され、平和な新日本建設の礎石になるであろう。」この考え方のほとんどがポツダム宣言に採用された。

8、「ポツダム宣言」で戦争責任と天皇制の将来は？（1945・7・26）

12、…日本国民の自由に表明せる意思に従ひ、平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては、連合国の占領軍は直ちに日本国より撤収せらるべし。

9～10、天皇制の保証を求める「了解事項」、バーンズ米務長官の回答

日本政府はポツダム宣言では天皇制が保証されているのかどうか連合国に確認を求め、米務長官は「日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定」と回答。

11、回答に確信を得て、「宣言受諾の詔勅」の中には

「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ…」「国体ノ精華ヲ発揚シ…」「神州ノ不滅ヲ信シ…」

12、天皇免罪のために

①証拠隠滅作戦（書類の焼却）

敗戦後、日本では公文書の徹底的な焼却が行われた。そのため、戦犯裁判では関係者からの尋問に頼らざるを得ず、結果的に天皇を免責する方向になった。

②戦争責任に関する幣原内閣閣議決定（1945・11・5）

天皇は外交で平和的にやる考えだった。天皇の戦争についての決定は憲法上の慣例に従い、大本営や政府決定を却下できなかった。

など、天皇の免責に終始。

13、敗戦後の国民意識―天皇に対する態度

（「アメリカ戦略爆撃調査団報告」）

「在位を望む」が62%。「多くの日本人は…天皇をほとんど神と思っていた。」

14、《新憲法》の中の天皇

○政府の憲法改正要綱（松本国務相案）

「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」を「天皇ハ至尊ニシテ侵スベカラズ」に変更

○各政党の改正案→天皇制廃止は共産党案だけ

○各種民間団体、個人の憲法草案

注目すべきは憲法研究会「憲法改正案要綱」、かなり日本国憲法に生かされた。

15、戦後史の中で

①「沖縄占領の継続を望む」

『昭和天皇実録』『寺崎英成御用掛日記』等によると、1947（昭和22）年9月、天皇は御用掛を通して「米国による沖縄占領の継続を望む」旨を米外交局長に伝えた。

②皇太子（現天皇）婚約が岸内閣を救った。

1958（昭和33）年11月、岸内閣が警職法をめぐる責任を追及されていた時、皇太子婚約が発表され、以後、報道は婚約関連一色となり、内閣への責任追及は雲散霧消。

③昭和天皇の戦争責任をめぐる（1975・昭和50年10月31日 皇居での記者会見）

記者から自身の戦争責任について問われ、「そういう言葉のアヤについては…よくわかりませんから…お答えができかねます。」また、広島の被爆について問われ、「気の毒であるが、やむを得ないことと私は思っています。」

16、昭和から平成へ

②改憲派にとって最大の障害？（現天皇・皇后・皇太子の会見での発言）

3人とも今の日本国憲法尊重、遵守の方向で発言。特に皇后は「五日市憲法草案」にも触れ、人権思想に深い思いを述べている。

《文責：設楽春樹》